

# 一般財団法人香川県教職員互助会運営規則

(昭和47年 2月23日制定)

最終改正 平成27年4月1日

## 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、一般財団法人香川県教職員互助会定款（以下「定款」という。）第41条及び第43条の規定に基づき、この法人の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 事 業

(事業の種類)

第2条 定款第4条第1号に規定する福利厚生事業の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 療養費補助金の給付
- (2) 会員の結婚祝金の給付
- (3) 出産見舞金の給付
- (4) 死亡弔慰金の給付
- (5) 会員の退職餞別金の給付
- (6) 入院見舞金の給付
- (7) 休業補助金の給付
- (8) 会員の臨時の支出に対する資金の貸付け
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会員の福利厚生に関する事業

## 第3章 通 則

(会 員)

第3条 この法人に会員を置く。

2 会員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 公立学校共済組合香川支部の組合員である職員（給与が市町費支弁の者は除く。）
- (2) 定款第41条第2項に規定する職員
- (3) その他理事会で承認を得た者

(資格の取得)

第4条 前条第2項第1号及び第2号に掲げる職員となった者は、その日から会員の資格を取得する。

2 前項に掲げる職員以外の者が、この法人の会員資格を取得しようとするときは所定の様式による加入申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第5条 会員が次に掲げる各号の一に該当するに至ったときは、その翌日（第3号に該当するに至ったときは、その日）から会員の資格を喪失する。

- (1) 死 亡
- (2) 退 職
- (3) 第3条第2項各号に掲げる職員以外への異動
- (4) 理事会の決定による資格の喪失

(会員の権利)

第6条 会員は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 給付及び貸付けを受ける権利
- (2) この法人の行う事業に参加する権利

(会員の義務)

第7条 会員は、次に掲げる義務を有する。

(1) この法人の諸規程及び機関の決定に服する義務

(2) 掛金を納入する義務

(権利の譲渡等禁止)

第8条 会員の権利は、他人に譲渡し、又は担保に供することができない。

(会員期間の計算)

第9条 会員である期間の計算は、会員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の前日の属する月までの期間の年月数による。

(所属所)

第10条 この法人に所属所を置く。

2 前項の所属所は、会員の所属する公立学校、香川県教育委員会事務局の課及び室、教育事務所、香川県教育委員会の所管に属する教育機関（公立学校を除く。）並びに理事長の認める団体とする。

(給料)

第10条の2 給料は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定の適用を受ける職員にあっては、同条第1項に規定する給料（公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）第17条に規定する給料の調整額を含む。）とし、その他の職員については、これに相当するものとする。

(端数の処理)

第10条の3 この規則による給付及び掛金に係る端数計算については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条の規定を準用する。

#### 第4章 役員及び評議員

(役員等の選出)

第11条 役員（監事を除く。）及び評議員は、会員である者でなければならない。

(費用の弁償)

第12条 定款第14条第2項及び第28条第2項に規定する費用の弁償のうち、旅費の支給については、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）を準用する。

#### 第5章 掛 金

(掛 金)

第13条 会員は、第14条の規定による掛金を毎月給料の支給を受ける際に納入しなければならない。

2 前項の掛金は、会員の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までの各月について徴収する。

(掛金の種類及び額等)

第14条 掛金の種類は、普通掛金及び短期掛金とし、第24条第1項第2号及び第3号の規定による会計区分の収入に配賦する。

2 掛金は、会員の給料を基準として算定するものとし、給料の月額に、普通掛金にあっては1000分の5.7、短期掛金にあっては1000分の1.3を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する掛金算定の基準となるべき給料の月額は、毎月初日現在による。ただし、月の初日以外の日に会員の資格を取得したものについては、その資格を取得した日の現在による。

4 欠勤、休職その他の理由により、会員の給料の全部又は一部が支給されない場合においても、掛金の基準となるべき給料は、これを減額しないものとする。

#### 第6章 給付及び貸付け

(給付及び貸付けの条件等)

第15条 給付及び貸付けに関する条件、額その他必要な事項については、理事会の議決を経て、別に定める。

(給付又は貸付けの制限)

第16条 給付又は貸付けは、会員の請求によって行う。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を行わないことができる。

- (1) 故意に給付の原因を生ぜしめたとき。
- (2) 給付についての原因に虚偽の申請があるとき。
- (3) 掛金の納入を怠ったとき。
- (4) その他給付に関して不正の事実があったとき。

(受給権の消滅)

第17条 給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から3年間これを行わないときは、時効によって消滅する。

(受給権の存続期間)

第18条 給付は、その給付事由となる事実が、会員期間中に生じたものに限り行う。

(請求権の主体及び遺族)

第19条 給付又は貸付けの請求は、会員又は会員であった者が、所属所の長を通じて行う。ただし、その者が死亡した場合は、その遺族が行う。

2 遺族の範囲及び順位は、香川県職員退職手当条例(昭和29年香川県条例第38号)の例による。

(支払未済の給付の受給者の特例)

第20条 この法人から給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者が支給を受けることができた給付で、その支払いを受けなかったものがあるときは、これをその者の遺族に支給する。

(給付金からの控除)

第21条 会員が、会員の資格を喪失した場合において、その者に支給すべき給付金があり、その者がこの法人に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除することができる。

2 会員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業の承認を受けた場合及び公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)第15条又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第9号)第16条の規定による介護休暇の承認を受けた場合において、その者に支給すべき給付金があり、その者がこの法人に対して支払うべき金額があるときは、給付金からこれを控除することができる。

## 第7章 会 計

(事業計画及び予算)

第22条 この法人の収入及び支出は、すべて予算に計上しなければならない。

2 理事長は、各事業年度に係る事業計画書及び予算書を作成しなければならない。

(事業報告及び決算)

第23条 理事長は、各事業年度に係る事業報告及び事業報告の附属明細書、貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書並びに公益目的支出計画実施報告書を翌会計年度の5月31日までに作成しなければならない。

2 理事長は、前項の書類のほか、監査報告を定時評議員会の日(理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合にあっては提案があった日)から5年間事務所に備え置くとともに、定款を事務所に備え置き、会員の閲覧に供しなければならない。

(財 務)

第24条 この法人の会計区分は、次の各号に掲げる区分に応じて処理する。

- (1) 実施事業会計  
定款第4条第2号及び第3号に規定する事業
- (2) その他会計  
定款第4条第1号に規定する事業
- (3) 法人会計  
定款第4条第4号に規定する事業

2 前項第2号に掲げる会計区分の経理は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる事業に係る経費について処理するものとする。

(1) 普通経理

- ア 療養費補助金の給付のうち会員分の給付
- イ 会員の結婚祝金の給付
- ウ 出産見舞金の給付のうち被扶養者でない配偶者分の給付
- エ 死亡弔慰金の給付のうち被扶養者でない配偶者
- オ 入院見舞金の給付のうち会員分の給付
- カ 休業補助金の給付のうち介護休暇者分の給付
- キ その他、会員の福利厚生に関する事業

(2) 短期経理

- ア 療養費補助金の給付のうち被扶養者分の給付
- イ 出産見舞金の給付のうち会員及び被扶養者分の給付
- ウ 死亡弔慰金の給付のうち会員及び被扶養者の給付
- エ 入院見舞金の給付のうちの被扶養者分の給付
- オ 休業補助金の給付のうち育児休業者分の給付
- カ その他、会員の福利厚生に関する事業

(3) 退職餞別金経理

- ア 会員の退職餞別金の給付

(4) 貸付経理

- ア 会員の臨時の支出に対する資金の貸付け

3 会員の退職餞別金の給付に備え、引当金を計上することができる。

4 前2条及び前2項に規定するもののほか、この法人の財務に関する取り扱いは、法に基づく財務取り扱いに準ずるものとする。

(勘定区分及び勘定科目)

第24条の2 この法人は、前条各号に掲げる経理においては、収入勘定、支出勘定、資産勘定、負債勘定、正味財産勘定、資産増加勘定及び資産減少勘定を設け、正確な会計帳簿を作成し、取引の整理を行わなければならない。

2 前項の各勘定に属する勘定科目は大科目、中科目及び小科目とし、公益法人会計基準の運用指針（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会決定）に定める科目に準じて、理事長が別に定める。

(支出予算の流用)

第24条の3 支出予算の執行に当たり、各大科目の金額は、相互にこれを流用することはできない。

2 理事長は、やむを得ないと認める場合に限り、同一大科目間のうちでの中科目相互間において流用することができるものとする。

(予備費の使用)

第24条の4 理事長は、予測しがたい支出に充てるため、支出予算に予備費を計上することができる。

(出納職員)

第24条の5 出納役は、常務理事の職にある者をもって充て、取り引きの命令に関する事務をつかさどる。

第24条の6 理事長は、この法人の事務を処理する者のうちから出納主任を任命し、出納役の命ずるところにより取り引きの遂行、資産の保管及び帳簿その他の証ひょう書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

第24条の7 理事長は、必要があると認める場合には、理事又はこの法人の事務を処理する者のうちから、出納役又は出納主任の事務の全部を代理する代理出納役又は代理出納主任を任命することができる。

(監査)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人（定款第40条第2項に規定する職員）に対して事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 監事は、理事が協議委員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。
- 5 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生じおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめさせることを請求することができる。

## 第8章 職 員

（事務局）

第26条 この法人の事務を処理するため、香川県教育委員会事務局健康福利課内に事務局を置く。

（組織及び職務）

第27条 定款第41条第2項に規定する事務局長及び必要な職員は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長 1 人
- (2) 事務局次長 1 人
- (3) 主任 若干 人
- (4) 主任主事 若干 人
- (5) 主事 若干 人
- (6) その他の職員 若干 人

- 2 事務局長は、理事長、副理事長及び常務理事の命を受けて、この法人の事務を処理する。
- 3 事務局次長は、事務局長を補佐し、この法人の事務を処理する。
- 4 主任は上司の命を受け、この法人の特定の事務を処理する。
- 5 主任主事、主事及びその他の職員は、上司の命を受け、この法人の事務に従事する。

（職員の服務、給与等）

第28条 この法人から給与を受けて、この法人の事務に従事する職員の服務、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事項については、香川県教育委員会事務局職員の例による。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 寄附行為施行の際、現に香川県教職員互助会会員であった者については、第4条の規定にかかわらず、引き続き第3条に規定する会員とする。
- 3 役員及び評議員の選任については、当分の間、第11条中「会員」とあるのは、「会員又は会員であった者（役員又は評議員であった者に限る。）」として、同条の規定を適用する。
- 4 平成24年度及び平成25年度における第14条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項	普通掛金及び短期掛金	普通掛金
第2項	普通掛金にあつては1 000分の5.7、短 期掛金にあつては10 00分の1.3	1000 分の1

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。ただし、第21条の2の改正規定は平成27年2月27日から施行する。